シャ、スペイン、ポルトガル、アルジェリア、カナリア諸島、セーシェル、チュニジア、モロッコ	ぎく、しろばなようしゆちようせんあさがお、すいか、せいようかぼちや、だいず、たかさぶろう、とうがん、とかどへちま、トマト、なす、にがうり、にほんかぼちや、にんじん、のげし、パパイヤ、はやとうり、ばれいしよ、フィサリス・ミニマ、へちま、ベニンカサ・フィスツロサ、ペポかぼちや、メロン、モモルディカ・ディオイカ、ゆうがお及びとうがらし属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの		
三十八～四十　（略）	（略）	（略）	
四十一　（略）	とうがらし及びトマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにえんどう、きだちとうがらし、とうがらし、トマト及びなすの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	（略）	
四十二　アメリカ合衆国	くり属植物及びこなら属植物の葉、枝、樹皮その他の部分（種子及び果実を除く。）並びにこれらの植物の葉、枝、樹皮その他の部分が微生物その他の生物により分解されて生じた有機物であつて、植物の植込みの用又は植物が生育するための土壌の被覆の用に供するもの	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2　1の検査証明書又はその写しには、摂氏七十一度以上で七十五分以上又はこれと同等以上の効果を有すると認められる条件で熱処理が行われ、かつ、*Bretziella fagacearum*（ナラ類しおれ病菌）に侵されていないことが特記されていること。	

シャ、スペイン、ポルトガル、アルジェリア、セーシェル、チュニジア、モロッコ	さぶろう、とうがん、とかどへちま、トマト、なす、にがうり、にほんかぼちや、にんじん、のげし、パパイヤ、はやとうり、ばれいしよ、へちま、ペポかぼちや、メロン、モモルディカ・ディオイカ、ゆうがお及びとうがらし属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの		
三十八～四十　（略）	（略）	（略）	
四十一　（略）	とうがらし及びトマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにきだちとうがらし、とうがらし、トマト及びなすの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	（略）	
	（新設）	（新設）	（新設）